

住民税

設定

		住民税の表示区分		
		市区町村民税	都道府県民税	
所得割：	税率	6%	4%	非課税基準の合計所得金額
	均等割：	税額	3,000円	1,000円

データ

給与収入	6,800,000円	所得控除	2,188,846円	市区町村民税の税額控除	0円
その他の所得	0円	人的控除の差額	280,000円	都道府県民税の税額控除	0円
任毛ローン控除の満年・居住開始年		平成21年以降	所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除の額		0円

計算詳細

[単位:円]

所得割	所得金額の計算	給与収入額		6,800,000	A1	
		給与所得額	A1と表1より	4,920,000	A2	
		その他の所得		0	A3	
		合計所得金額	A2+A3=	4,920,000 + 0 =	4,920,000	A4
	課税所得金額の計算	所得控除額		2,188,846	B1	
		課税所得金額	A4-B1=	4,920,000 - 2,188,846 →	2,731,154	
				[千円未満切捨て] →	2,731,000	B2
	税額の計算	課税所得金額[B2] × 税率				
		市区町村民税		2,731,000 × 0.06 =	163,860	C1
		都道府県民税		2,731,000 × 0.04 =	109,240	C2
	調整控除額	人的控除額の差額			280,000	
		市区町村民税の調整控除	表4		1,500	D1
都道府県民税の調整控除		表4		1,000	D2	

税額控除	市区町村民税の税額控除			0	E1
	都道府県民税の税額控除			0	E2
	住民税からの住宅ローン控除	資料 I	住民税からの控除額	0	
		市区町村民税の控除額		0	E3
		都道府県民税の控除額		0	E4
所得割額	市区町村民税	$C1-D1-E1-E3=$	$163,860 - 1,500 - 0 - 0 = 162,360 \rightarrow$	162,360	
			合計所得金額が非課税基準以下の場合にはゼロ。	162,360	F1
	都道府県民税	$C2-D2-E2-E4=$	$109,240 - 1,000 - 0 - 0 = 108,240 \rightarrow$	108,240	
			合計所得金額が非課税基準以下の場合にはゼロ。	108,240	F2
均等割	市区町村民税			3,000	
			合計所得金額が非課税基準以下の場合にはゼロ。	3,000	G1
	都道府県民税			1,000	
			合計所得金額が非課税基準以下の場合にはゼロ。	1,000	G2
合計	市区町村民税	$F1+G1=$ 百円未満切捨て	$162,360 + 3,000 = 165,360 \rightarrow$	165,300	H1
	都道府県民税	$F2+G2=$ 百円未満切捨て	$108,240 + 1,000 = 109,240 \rightarrow$	109,200	H2
	住民税(合計)	$H1+H2=$	$165,300 + 109,200 =$	274,500	